

新発田民主商工会  
新発田市豊町2-3-3  
TEL 0254-22-4390  
FAX 22-4705  
2018. 4. 23  
NO 2102

### 新発田市「住宅リフォーム支援事業」

―平成30年度の募集が始まります―

今年度も住宅のリフォーム費用の一部を市が補助する「住宅リフォーム支援事業」が始まります。

#### 制度の概要

◇申請期間 5月8日(火)～15日(火)

(土曜日・日曜日も受け付けします)

※応募者が多数の場合は抽選となります。

#### ◇補助対象者

・市内の住宅に居住している新発田市民(市税の滞納がない満15歳以上の方)

・新発田市に定住を目的として空き家を取得し、補助の申請日前2年間に新発田市に住所を有さず、完了実績報告前までに新発田市に転入し、市外へ転出する見込みがなく、現在の住所地で税の滞納がない方  
※但し、今までにこの制度を利用したことがない方・建物が対象です。

#### ◇対象となる建物

申請者本人又は二親等以内の同居家族が所有し、自ら居住する市内の戸建て住宅(店舗等併用住宅は住宅部分のみ)で、平成31年2月28日までにリフォームを完了し、工事完了実績報告を提出できること

※補助対象とならない工事がありませんのでご注意ください。

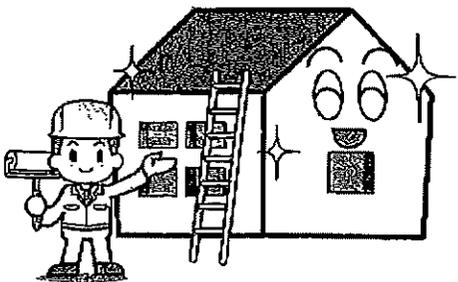
#### ◇補助金額 工事費の15%(上限15万円)

中学生以下の子供がいる3世代同居世帯や75歳以上の高齢者又はその人と同居の世帯など、一定の要件に該当する場合は、工事費の20%(上限20万円)  
※今年度から補助金額が変更になっています。

#### ◇施工業者の条件

新発田市内に本社のある法人事業者又は市内に住所のある個人事業者

詳しいことは、新発田市建築課又は民商へ



### 今週の商工新聞…**「こ」もおすすめ**

- ◆二面…消費税が換価の猶予に 岩手・一関民商
- ◆三面…商店改修助成を改善 高崎市
- ◆四面…会話が弾む「春の運動DVD」 柏崎民商

### 消費税増税、複数税率・インボイス制度の導入

もっと周りに知らせよう!

11日の共済理事会で消費税改悪の話がされました。翌日、役員の一人在お客との会話の中で消費税のことが話題に。さっそく理事会で学んだことを話すと、お客も「それは大変だ。内容が難しいので書かれたものがあつたら欲しい」と。役員は事務所に立ち寄り、「もっと周りにも伝えなければ」と、全商連の「リーフ」を数枚持っていきましました。

### 平成30年度の「雇用保険料率」

昨年度と変更ありません。

- ・一般の事業 1000分の9  
(従業員負担分は1000分の3)
- ・建設の事業 1000分の12  
(従業員負担分は1000分の4)

#### お知らせ

4月28日(土)～5月6日(日)の間、事務所は休みとさせていただきます。

#### 大型連休中の「商工新聞」発行について

商工新聞4月30日号は休刊となります。  
5月7日号は、4月中に5月の当番の方へお届けします。

#### 今後の日程

- 5月10日…理事会
- 5月17日…弁護士による「無料法律相談」  
(相談希望の方は事前に「予約ください」)
- 5月26日～27日…全商連第53回定期総会
- 5月28日…全商連共済会第25回定期総会